

感染症対策指針

社会福祉法人 札肢会

(はじめに)

第1条 感染対策に関する基本的な考え方

施設において、感染症、食中毒などが発生又は蔓延しないよう感染症対策指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備し、利用者及び職員の安全を確保するための対策を実施するものとする。

(感染症対策委員会)

第2条 感染症対策委員会の基本方針

施設内の感染症(食中毒含む)の発生や発生時の感染拡大を防止するために、感染対策委員会を設置する。

(1) 感染症対策委員会は、各部署の代表者、または役職者1名以上選出し構成する。

感染委員会のメンバーは次のとおりとする。

職種	役割
施設長	施設全体の管理
副施設長	情報収集と各所へ連絡、全利用者、職員へ周知徹底
事務長	ハード面の改善と実施と地域と連携する
医師	医療・治療面の専門的知識の提供
看護主任	医療の提供と感染対策の立案・実施
あゆ夢介護主任	あゆ夢 利用者、職員への指示、生活支援
愛らんどサービス 管理責任者	愛らんど情報収集と職員への周知徹底、各所連絡
愛らんど介護主任	愛らんど利用者への生活支援
らいと役職者	あゆ夢、愛らんど家族相談、対応

(2) 感染症対策委員会の開催

委員会は年2回定期的に開催する。また感染症発生時には、速やかに委員会を開催する。終息するまで定期的に状況を把握する委員会の活動は次のとおりとする。

- ・施設内の具体的な感染対策を策定する。
- ・施設の指針、マニュアルを作成をする。
- ・施設職員への研修等を企画・立案する。
- ・入居者、職員の健康管理の把握に努める。
- ・感染症の発生時に適切な対応をするとともに、各部署の職員に指示する

・その他必要な事項

(職員研修)

第3条 職員研修に関する基本方針

感染症対策の基本的な考え方及び具体的対応策について、全職員を対象とし周知徹底を図ることを目的に実施する。

研修内容は、感染症対策の基礎的内容等の確認、啓発や指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行を行うものとする。

研修の種類と内容は次のとおりとする。

- ・定期的な研修(年2回)及び新規採用時の感染症基礎知識研修
- ・必要に応じて随時開催、また外部研修等への参加

(平常時の対応)

第4条 施設感染対策対応マニュアル及び予防マニュアルに関する基本方針

施設の感染症対策マニュアルに沿って、手洗い、消毒、マスク着用、手袋着用の徹底などに務める。各マニュアルは各部署共通のものとして整備し、職員に周知徹底し必要に応じて見直すものとする。

(発生時の対応)

第5条 感染症発症時の対応に関する基本方針

施設内で感染症が発症した時は、委員会が中心となり、発生の原因の究明、改善案の立案、対策を実施する。その内容は全職員へ周知する。

感染発症の原因究明のため、周囲地域の感染情報を収集、把握し迅速な対応が取れるよう感染症に関する情報管理を行い速やかに行政や関係機関へ報告する。

(閲覧)

第6条 利用者及びその家族に対する該当指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、利用者及びその家族等の求めに応じていっても閲覧できるとともに、ホームページに公表し、誰でも閲覧できるようにする。

(その他)

第7条 その他感染症対策推進のために必要な事項

感染症対策マニュアルは、最新の知見に体操するよう定期的な見直し、改定を行う。

(附則)

本指針は令和3年4月1日より施行する。

施設の指針

施設内の感染、または拡大を防ぐため、感染対策委員会を設置し、日頃より全利用者、職員の衛生面に注意し、安全を確保するものとする。

感染対策委員会 (平常時の対応) 感染症対応マニュアル

(職員)

- ・出勤時には検温を行う
- ・常にマスクと手袋の着用、手洗い、手指消毒を行い、利用者と職員の安全を守る
- ・休憩時間はマスクなしで会話せず、決まった人数で休憩室を利用し、利用後は消毒を行う
- ・利用者介助ごとに手洗い
- ・利用者介助ごとに手袋着用
- ・食堂やトイレなど共用部分で利用者が使用するたびに場所や素材にあった消毒液を使用し都度消毒や換気を行う。また食堂では、つい立を使用し飛沫感染を予防する
- ・利用者の嘔吐や発熱があった際には感染症用支援、処置を行い栄養部門と連携する
- ・毎日利用者の生活の様子を十分に観察し、特変がないか確認を行う
- ・外部通所者と入所利用者の接点を 2 メートルまたは、ビニールシートで追い、飛沫を防ぐ

(入所利用者)

- ・共用部分では必ずマスクを着用する
- ・1 日 1 回検温を行う
- ・食事前は手洗い、消毒を行う
- ・体調不良の訴えがあった際には、居室対応とし、速やかに生活支援員、看護へ報告する
- ・外出、受診、外部との接点はあった時には 1 週間居室待機で体の様子を見る

(外部通所者)

- ・外部より通所者が施設についた時、入所利用者との距離を十分に取り、マスク着用させ、毎日検温を行い、健康管理を徹底する
- ・蜜をさけ、テーブルセッティングを行い、テーブル上には仕切りを挟み、飛沫感染を防ぐ

(外部利用者送迎職員)

- ・送迎時には窓を開け、送迎を行い、送迎後は車中の消毒を行う
- ・送迎時には必ず新しい手袋とマスクを着用する
- ・必要以外の会話は控える

発生時の対応マニュアル

(利用者入所)

- ・発生した場合は直ちに居室対応とし、感染対応策を取り、委員会を集中し開催する。

(感染対策委員会開催)

- ・関係者は直ちに集まり、感染経路の特定、感染対応と感染拡大防止策を打ち出し、全利用者、職員に周知する。後の指示は感染対策委員会が実施しハード面ソフト面、その他について変更を決め、実施する（各役割通り動く）

- ・感染対策本部を事務内に設置する

(通所利用者)

- ・発生後の開所、閉鎖は感染対策委員会が決定する

(全職員)

- ・感染対策委員会が決定した内容を把握し指示に従って動く